

特集 滞納処分

納税は国民の義務 私たちは、税の滞納を許しません。

町税・国民健康保険税は、私たちが安心して健康に暮らしていく上で、とても大切な財源です。町税の滞納は、町財政を圧迫し、福祉や教育、医療などの公共サービスに支障を来すことにもなりかねません。そして何よりも、納期内に納税している大多数の皆さんとの公平性を欠くものです。

また、督促状の送付などの滞納整理に係る経費に、余計な税金を使うことにもなり、町民全体の不利益につながっています。

表1 町税・国民健康保険税の滞納額
および徴収率の推移

	滞納額(円)	徴収率(%)
平成26年度	197,262,942	93.89
平成27年度	168,851,936	94.96
平成28年度	145,956,558	96.06
平成29年度	108,057,051	96.48
平成30年度	99,975,943	97.00

町では、滞納処分のため、滞納者の財産を調査しています。具体的には、預貯金、勤務先への給与支給状況、不動産所有状況、生命保険の有無などが対象となります。また、財産の所有状況が不明な場合などには、自宅などの家宅搜索も行い、換価（お金に換えること）できる物がなければ搜索します。

なお、この調査・搜索は、法律の規定に基づいて行いますので、裁判所の令状を必要とせず、事前の連絡はありません。

納期限を過ぎても町税を納めなかった人には、納期限後20日以内に督促状を送付します。

督促状の送付

滞納処分とは

町税や国民健康保険税の滞納額の推移は、表1のとおりです。差し押さえなどの滞納処分の強化により、滞納額は年々減少していますが、平成30年度末時点での滞納額は、約1億円となっています。

滞納の現状

督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに、その町税を完納しない場合には、法律に基づき滞納処分を行います。これは、納税者が自主的に納付しない場合に、納税者の財産から強制的に徴収するために行う法的手続きです。

滞納処分

財産調査

財産の差し押さえと 換価・滞納町税への充当

勤務先や金融機関、生命保険会社への調査の結果、財産のあることが判明した場合は、差し押さえを行います。その後、納税方法についての相談がない場合や理由もなく滞納が続いた場合は、差し押さえた財産を換価し、滞納町税に充当します。

・給与差し押さえの例

勤務先に対して、毎月の給料から強制的に天引きし、滞納町税に充当します。

・生命保険差し押さえの例

生命保険会社へ依頼し、該当する生命保険を差し押さえ、解約権を行使することで、解約返戻金（終身生命保険や養老保険などを途中で解約した時に戻ってくるお金のこと）を滞納町税に充当します。

・公売の例

自宅などの搜索で差し押さえた自動車にタイヤロックを掛けて、公売により換価し、滞納町税に充当します。

表2 差し押さえ件数と取り立て金額の状況

区 分	預 貯 金		国・道税還付金		給 与		そ の 他		合 計	
	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
平成26年度	85	1,970,285	65	1,606,292	8	401,660	19	525,891	177	4,504,128
平成27年度	162	5,561,105	47	858,108	5	548,600	32	327,166	246	7,294,979
平成28年度	106	4,271,110	29	765,345	1	0	21	999,175	157	6,035,630
平成29年度	86	4,190,290	41	1,097,498	2	180,000	2	829,100	131	6,296,888
平成30年度	70	3,689,982	11	453,119	13	775,880	1	465,800	95	5,384,781



滞納者宅の搜索の様子

町での滞納整理が困難な事案は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ徴収権を引き継ぎ、滞納整理が行われます。同機構は、釧路・根室管内の11町村で構成され、滞納税の徴収を専門に行う広域的な組織です。滞納事案を町村から引き受け、差し押さえや公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行います。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ

納期内に納めた方との公平性を確保するため、やむを得ず財産の差し押さえを執行しています。その結果、財産を失うだけでなく、社会的な信用も失うことにもなりかねません。

滞納処分は最終手段

納付が困難な場合は、放置せず相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に納期内に納めることが困難な方については、納期内に税務課収納対策担当へ相談してください。生活状況を聞き取った上で、納付計画を確実に守っていたかどうかを条件に、分割して納付することができます。なお、虚偽の申し出や納付計画を守らず不履行となった場合は、滞納処分を行います。また、連絡がない場合、町では個別の事情を把握できませんので、法令に基づき、滞納処分を行うことになります。

町税の一斉納税催告を実施します

11月から12月にかけて、町税滞納者に対して一斉に納税催告書を送付します。催告書が届いたら、速やかに完納するか、諸事情により完納できない場合は、下記担当に相談してください。

相談がなく、完納されていない場合は、滞納処分（差し押さえ）を行います。

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査 670件
■債権の差押 68件
(令和元年9月末現在)

問合せ／税務課収納対策担当（内線1115・1116）